

第12次労働災害防止推進計画

[計画期間：平成25年度から平成29年度]

平成25年3月

徳島労働局

《目 次》

はじめに	1
1 第1次労働災害防止推進計画の到達点	1
(1) 死亡災害に係る達成状況	1
(2) 死傷災害に係る達成状況	1
(3) 定期健康診断における有所見率の減少に係る達成状況	1
(4) メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合に係る達成状況	1
2 第2次労働災害防止計画期間の推進目標	2
(1) 計画の目標	2
(2) 計画の評価と見直し	2
3 安全衛生施策の方向性	2
(1) 徳島県内の就労働向・産業構造	2
(2) 労働災害の現状	2
4 重点対策	3
(1) 重篤度の高い労働災害の減少	3
(2) 産業全体での労働災害の減少	3
(3) 労働者の健康確保対策	3
(4) 業種横断的な取組	3
5 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	4
(1) 労働災害の現状と課題	4
(2) 建設業対策	5
(3) 製造業対策	5
(4) 林業対策	6
6 労働災害件数を減少させるための重点業種対策	6
(1) 労働災害の現状と課題	6
(2) 目標	7
(3) 小売業対策	8
(4) 社会福祉施設対策	8
(5) 飲食店対策	9
(6) 道路貨物運送業対策	9
7 重点とする健康確保・職業性疾病対策	10
(1) 現状と課題	10

(2) 目標	1 0
(3) メンタルヘルス対策	1 1
(4) 過重労働による健康障害防止対策	1 1
(5) 化学物質等による健康障害防止対策	1 1
(6) 腰痛予防対策	1 2
(7) 熱中症予防対策	1 2
(8) 職場における受動喫煙防止対策	1 3
8 リスクアセスメントの普及促進	1 3
(1) 現状と課題	1 3
(2) 講ずべき施策	1 3
9 労働災害防止団体・業界団体・産業保健機関との連携	1 4
(1) 労働災害防止団体の活動の活性化	1 4
(2) 業界団体との連携による実効性の確保	1 4
(3) 産業保健機関の活用	1 4

第12次労働災害防止推進計画

徳島労働局

はじめに

徳島県内の労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、現在に至っても年間800人以上が死傷し、10人の尊い命が失われている。

また、職場における「心の健康づくり計画」を作成し、メンタルヘルス対策に、計画的・組織的に取り組んでいる事業場は、約3割にとどまるなど、労働災害防止対策及び労働者の健康確保対策を更に推進する必要がある。

このような状況を踏まえ、徳島県内で働く労働者の安全と健康を確保するため、平成25年度を初年度として5年間にわたり国が重点的に取り組む事項を定めた、「第12次労働災害防止計画」を徳島労働局において推進するための計画をここに定める。

1 第11次労働災害防止推進計画の到達点

第11次労働災害防止計画の計画期間（平成20年度から平成24年度）において、徳島労働局の推進計画では、計画の目標として、労働災害による死亡者及び死傷者の減少、定期健康診断における有所見率の改善、メンタルヘルス対策の普及の4項目については、数値目標を掲げ取り組んだ。

(1) 死亡災害に係る達成状況

目標は、「死亡者数について、平成24年において、9人を下回ること」としたが、労働災害による死亡者の数は、平成24年に10人となり、目標(死亡者数8人以下)は達成できなかった。

(2) 死傷災害に係る達成状況

目標は、「死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること」(平成19年の労働災害による休業4日以上死傷者数は907人であるので、目標値は770人以下となる。)としたが、死傷者数は、平成24年で834人となり、目標(死傷者数770人以下)を達成できなかった。

(3) 定期健康診断における有所見率の減少に係る達成状況

目標は、「労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること」としたが、徳島県の有所見率については、平成19年に52.3%であったものが、平成22年に56.1%となり、平成23年に55.52%と減少し、平成24年も55.46%と下回ったことから、目標は達成した。なお、全国平均の数値よりも約3%高く、50%半ばの高水準で推移している。

(4) メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合に係る達成状況

目標は、「メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を50%以上とする」としたが、平成25年1月の調査結果では、何らかのメンタルヘルス対策に取り組む事業場が、規模50人以上の事業場で82.3%、規模50人未満の事業場で50.6%となっていることから目標は達成した。

2 第12次労働災害防止計画期間の推進目標

(1) 計画の目標

第12次労働災害防止計画の目標を踏まえ、徳島県内における労働災害の減少を図るため、産業全体として、平成24年と比較し平成29年における労働災害による死亡者及び死傷者の目標数値を定めるほか、後記6及び7のとおり、業種別及び対策別の目標を設定し、計画期間中に達成することを目指す。

ア 死亡災害に係る産業全体としての目標

平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者について15%以上減少させる（平成29年に死亡者数を年間8人以下に減少させる）。

イ 死傷災害に係る産業全体としての目標

平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上之死傷者数について15%以上減少させる（平成29年に休業4日以上之死傷者数を年間708人以下に減少させる）。

(2) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組については、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、徳島地方労働審議会に報告・公表する。また、必要に応じ計画の見直しを検討する。

3 安全衛生施策の方向性

(1) 徳島県内の就労動向・産業構造

平成22年国勢調査によると、産業別就労者の割合は、第一次産業4.2%、第二次産業25.2%、第三次産業70.6%となっている。第一次産業の就労者数の減少は著しく、第二次産業の就労者数も減少傾向にある一方で、第三次産業の就労者数は着実に増加している。

徳島県内の適用事業場（26,705事業場）の規模別構成は、労働者数1~29人の事業場が約94%（労働者数1~9人の事業場は約77%）と小規模事業場がその大部分を占めている。

(2) 労働災害の現状

ア 事業場の規模別の状況

第11次労働災害防止計画の期間中の休業4日以上之死傷者数について、事業場の規模別で見ると、労働者数1~29人の事業場での死傷が約60%（労働者数1~9人の事業場での死傷約30%）と小規模事業場がその大部分を占めている。第11次労働災害防止計画の期間中の死亡者数について、事業場の規模別で見ると、労働者数1~29人の事業場での死亡者数が77%（労働者数1~9人の事業場での死亡者数は61%）と小規模事業場がその大部分を占めている。

イ 業種別の労働災害による死亡災害の状況

過去10年（平成15年~平成24年）で、労働災害による全死亡者（108人）のうち、建設業（41人、38.0%）、製造業（15人、13.9%）及び林業（11人、10.2%）で全体の6割を占めている。

林業については、平成24年に死亡災害は発生していないが、第11次労働災害防止計画の計画期間中の労働災害による死亡者数は、業種ごとにみると数の多い業種として三番目になっており、今後も重篤災害の発生が懸念され予断を許さない状況にある。

ウ 業種別の労働災害による休業4日以上之死傷災害の状況

過去10年で、休業4日以上之全死傷者8,980人のうち、第三次産業(2,899人、32.3%)、製造業(2,454人、27.3%)、建設業(2,013人、22.4%)、道路貨物運送業(799人、8.9%)及び林業(459人、5.1%)で全業種の96.0%を占めている。

第三次産業については、第11次労働災害防止計画の期間中の労働災害による休業4日以上之死傷者数は1,477人で、全産業之死傷者数(4,151人)の35.6%を占めている。平成19年の277人と比べ平成24年は328人で18.4%増加している。

エ 労働災害増加の背景

徳島県内の労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、平成24年に増加に転じた。この背景には、長引く経営環境の悪化により企業の安全対策にかかる経費の削減が進み、安全対策が日常的に十分に行われなくなったことによる作業現場の安全意識の低下や、昭和20年代前半に生まれた世代(団塊の世代)の退職に伴い過去に労働災害防止に長く携わってきた技術労働者や安全衛生管理担当者が減少し、労働災害防止対策に係る技術力の低下や安全衛生組織の縮小、新規雇用労働者の削減などによる技術労働者及び安全衛生管理担当者などが十分に配置されなくなっているなどの問題があると考えられる。

4 重点対策

小規模事業場における安全衛生推進者の選任の遵守と職務の励行などの対策を中心に、上記3(1)及び(2)の現状を踏まえ、下記の4項目を重点対策として、第12次労働災害防止計画の施策の推進を図る。

(1) 重篤度の高い労働災害の減少

労働災害による死亡災害や障害が残る重篤な災害の発生を防止するために、建設業、製造業及び林業に重点的に取り組む。

(2) 産業全体での労働災害の減少

産業全体での死傷者を更に減少させるために、第三次産業及び道路貨物運送業に重点的に取り組む。

(3) 労働者の健康確保対策

労働者の健康確保対策は、じん肺、業務上の腰痛、仕事中の熱中症などの職業性疾病、化学物質による中毒等の予防などに加え、メンタルヘルス対策、過重労働(長時間労働)による健康障害防止対策、職場における受動喫煙防止対策などに取り組む。

(4) 業種横断的な取組

労働者の安全と健康確保のための業種横断的な取組として、リスクアセスメント

の普及促進を図っていく。

5 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種に係る目標は、産業全体としての目標を達成することを目途とし、重点業種を中心に施策の推進を図る。

(1) 労働災害の現状と課題

ア 建設業

建設業については、第11次労働災害防止計画の計画期間中の労働災害による死傷者数は848人となっているが、平成19年の209人と比べ平成24年は150人で28.2%減少している。

第11次労働災害防止計画の期間中の休業4日以上死傷者数を事故型別で見ると、848人のうち重篤災害につながる墜落・転落災害(329人、38.8%)、重機・機械などによるはさまれ・巻き込まれ災害(106人、12.5%)が多く、安全意識の低下、安全衛生管理担当者の労働災害防止対策に係る技術力低下、技術労働者及び安全衛生管理担当者の不足などの問題が労働災害発生の背景にあると考えられる。

イ 製造業

製造業については、第11次労働災害防止計画の計画期間中の労働災害による死傷者数は1,064人となっているが、平成19年の259人と比べ平成24年は197人で23.9%減少している。

第11次労働災害防止計画の計画期間中の労働災害による死傷者数は、食料品製造業(299人)、木材・木製品製造業(127人)、家具装備品製造業(99人)で、製造業の死傷者数の約5割を占めている。

食料品製造業は平成19年の53人と比べ平成24年は51人で3.8%減少し、木材・木製品製造業は平成19年の43人と比べ平成24年は25人で41.9%減少、家具装備品製造業は平成19年の17人と比べ平成24年は23人で35.3%増加している。

第11次労働災害防止計画の計画期間中の休業4日以上死傷者数を事故型別で見ると、機械などによるはさまれ・巻き込まれ災害(335人、31.5%)、行動災害である転倒災害(138人、13.0%)が多く、安全意識の低下、安全衛生管理担当者の労働災害防止対策に係る技術力低下、機械災害対策の不徹底、安全教育の不徹底などの問題が労働災害発生の背景にある。

ウ 林業

林業については、第11次労働災害防止計画の計画期間中の労働災害による死傷者数は224人となっているが、平成19年の42人と比べ平成24年は45人で7.1%増加している。

第11次労働災害防止計画の期間中の休業4日以上死傷者数を事故型別で見ると、かかり木処理などによる激突され災害(66人、29.5%)、60歳以上の労働災害(83人、37.1%)が多く、安全意識の低下、かかり木処理の不徹底、安全教育の不徹底、労働者の高齢化などの問題が労働災害発生の背景にあ

る。

(2) 建設業対策

ア 安全衛生管理体制の強化

各事業場での労働災害対策を実施するためには安全衛生担当者の選任が重要であるため、安全衛生責任者、作業主任者などの選任の遵守と職務の励行がなされるように指導を実施する。

イ 雇入れ時教育の実施の遵守などの安全衛生教育の強化

重篤災害につながる墜落・転落災害及び重機・機械によるなどによるはさまれ・巻き込まれ災害の発生を防止するため、労働者に対する雇入れ時教育の実施の遵守を図る。また、統括安全衛生管理としての新規入場者教育の充実を図るよう事業場に働きかける。

ウ 問題が認められた建設事業者を重点とした労働災害防止意識の向上

安全衛生管理の不徹底による墜落・転落災害及びはさまれ・巻き込まれ災害の発生を防止するため、複数の現場において安全衛生管理体制に問題が認められた建設事業者を重点とした指導を実施する。

エ 墜落・転落災害防止対策の推進

墜落・転落防止対策として、労働安全衛生規則に基づく墜落防止措置の遵守、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な処置」の普及を図る。

オ 作業現場の安全化及び作業方法の安全化

墜落・転落災害及びはさまれ・巻き込まれ災害の発生を防止するため、KY活動（危険予知活動）、リスクアセスメントの実施がなされるよう事業場に働きかける。

カ 建設工事発注者に対する要請

建設工事の発注に際し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、建設業の仕事の発注者に対し働きかける。また、官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう要請する。

(3) 製造業対策

ア 安全衛生管理体制の強化

各事業場での労働災害対策を実施するためには安全衛生担当者の選任が重要であるため、安全衛生推進者などの選任の遵守と職務の励行がなされるように指導を実施する。

イ 雇入れ時教育の実施の遵守などの安全衛生教育の強化

機械などによるはさまれ・巻き込まれ災害、行動災害である転倒災害の発生を防止するため、労働者に対する雇入れ時教育の実施の遵守、機械などによるはさまれ・巻き込まれ災害及び転倒災害の発生に係る安全衛生教育の充実を図るよう事業場に働きかける。

ウ 問題事業場を重点とした労働災害防止意識の向上

機械などによるはさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害の発生を防止するため、複

数の労働災害が発生しているなど労働災害の発生状況から安全衛生管理上特に問題があると認められる事業場を重点とした指導を実施する。

エ 機械災害防止対策の推進

重篤災害のおそれがあるはさまれ・巻き込まれ災害を防止するために、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

また、機械譲渡時における機械などの危険有害情報の提供制度の周知を行う。

オ 工場の施設内外などの敷地内の安全化及び作業方法の安全化

労働災害の発生が多い転倒災害を防止するため、工場の施設内外などの敷地内の整理整頓など4S対策（整理・整頓・清掃・清潔）のほか、KY活動（危険予知活動）、リスクアセスメントの実施がなされるように事業場に働きかける。

（4）林業対策

ア 安全衛生管理体制の強化

各事業場での労働災害対策を実施するためには安全衛生担当者の選任が重要であるため、安全衛生責任者の選任と職務の励行がなされるように指導を実施する。

イ 雇入れ時教育の実施の遵守などの安全衛生教育の強化

かかり木処理などによる激突され災害の発生を防止するため、労働者に対する雇入れ時教育の実施の遵守を図る。また、労働者の高年齢化に配慮するとともに新規入場者教育の充実を図る。

ウ 問題が認められた林業事業者を重点とした労働災害防止意識の向上

安全衛生管理の不徹底によるかかり木処理などによる激突され災害の発生を防止するため、複数の現場において安全衛生管理体制に問題が認められた林業事業者を重点とした指導を実施する。

エ 作業現場の安全化及び作業方法の安全化

かかり木処理などによる激突され災害の発生を防止するため、KY活動（危険予知活動）の実施がなされるように事業場に働きかける。

6 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

（1）労働災害の現状と課題

ア 第三次産業全体における現状と課題

第11次労働災害防止計画の計画期間中の死傷者数を事故型別で見ると、交通災害（260人、17.6%）、行動災害である転倒災害（390人、26.4%）が多く、事業者の安全対策に関する意識が低調であること、有期契約労働者に対する安全教育の不徹底、交通労働災害対策の不徹底などの問題が労働災害発生の背景にある。

第三次産業における第11次労働災害防止計画の期間中の休業4日以上死傷者数のうち、小売業（344人、23.3%）、社会福祉施設（165人、11.2%）、飲食店（90人、6.1%）で、第三次産業の死傷者数の約4割を占めている。

このことから、小売業、社会福祉施設及び飲食店に重点的に取り組む。

イ 小売業

小売業については、第11次労働災害防止計画の計画期間中の労働災害による死傷者数は344人となっており、平成19年の73人と比べ平成24年は76人で4.1%増加したが、第11次労働災害防止計画の計画期間中の労働災害による死傷者数は、業種別では各年で数の多い業種として四番目になっている。

第11次労働災害防止計画の計画期間中の死傷者数を事故型別でみると、行動災害である転倒災害(90人、26.2%)、交通事故(82人、23.8%)とその多くを占めており、安全教育の不徹底、交通労働災害対策の不徹底が背景にある。

ウ 社会福祉施設

社会福祉施設については、第11次労働災害防止計画の計画期間中の労働災害による死傷者数は165人となっている。平成19年の23人と比べ各年とも増加し、平成24年は35人で52.2%増加している。

第11次労働災害防止計画の計画期間中の死傷者数を事故型別でみると、転倒災害(64人、38.8%)、腰痛につながる動作の反動・無理な動作(52人、31.5%)が多くを占めている。

エ 飲食店

飲食店については、第11次労働災害防止計画の計画期間中の労働災害による死傷者数は90人となっており、平成19年の14人と比べ平成24年は16人で14.3%増加となっている。死傷者数は、第11次労働災害防止計画の計画期間中、各年、14人から25人の死傷者数の状況にある。

第11次労働災害防止計画の計画期間中の死傷者数を事故型別でみると、転倒災害(23人、25.6%)、切れ・こすれ災害(25人、27.8%)が多くを占めている。

オ 道路貨物運送業

道路貨物運送業については、死傷災害数は、第10次労働災害防止計画の計画期間(平成15年～平成19年)中431人に比べ、第11次労働災害防止計画の計画期間中368人と14.6%減少しており、平成19年の91人と比べ平成24年は76人で16.5%減少している。

第11次労働災害防止計画の期間中の休業4日以上死傷者数を事故型別でみると、荷役作業中などの墜落・転落災害(130人、35.3%)、動作の反動・無理な動作(48人、13.0%)が多く、安全意識の低下、安全教育の不徹底、荷届け出先での安全対策の不徹底などの問題が労働災害発生の背景にある。

(2) 目標

上記2のとおり、第12次労働災害防止計画の目標を踏まえ、徳島県内における労働災害の減少を図るため、産業全体として、平成24年と比較し平成29年における労働災害による死亡者及び死傷者の目標数値を定めるほか、第三次産業及び道路貨物運送業において、労働災害による休業4日以上死傷者数について、以下の目標を設定し、計画期間中に達成することを目指す。なお、飲食店に係る目標は、死傷災害に係る産業全体としての目標を達成することを目途として、施策の推進を

図る。

ア 小売業

第12次労働災害防止計画の目標を踏まえ、平成24年と比較して平成29年までに20%以上減少させる（年間60人以下に減少させる）。

イ 社会福祉施設

第12次労働災害防止計画の目標を踏まえ、平成24年と比較して平成29年までに15%以上減少させる（年間29人以下に減少させる）。

ウ 道路貨物運送業

第12次労働災害防止計画の目標を踏まえ、平成24年と比較して平成29年までに10%減少させる（年間68人以下に減少させる）。

(3) 小売業対策

ア 安全衛生管理体制の強化

小規模事業場においては、安全衛生担当者の選任がなされていないことが懸念されており、各事業場での労働災害対策を実施するためには安全衛生担当者の選任が重要である。このため、安全衛生推進者などの選任の遵守と職務の励行がなされるように指導を実施する。

イ 大規模店舗・多店舗展開企業の事業場などを重点とした労働災害防止意識の向上

行動災害である転倒災害は、どの事業場においても発生し得る労働災害であることから、大規模店舗、多店舗展開企業の事業場のほか、複数の労働災害が発生しているなど労働災害の発生状況から安全衛生管理上特に問題があると認められる事業場を重点とした指導を実施する。

ウ バックヤードなどの作業場の安全化及び作業方法の安全化

労働災害の発生が多い転倒災害を防止するため、バックヤードでの積み荷の整理整頓など4S対策（整理・整頓・清掃・清潔）のほか、KY活動（危険予知活動）、リスクアセスメントの実施がなされるように事業場に働きかける。

エ 交通労働災害の防止

労働災害の発生が多い自動二輪などの交通労働災害防止対策が実施されるように指導する。

(4) 社会福祉施設対策

ア 地方自治体との連携

社会福祉施設に対して、県や市町村が行う社会福祉施設事業者に対する研修会や指導と連携し、安全衛生推進者などの選任の遵守と職務の励行、労働者に対する雇入れ時教育の実施の遵守・腰痛予防教育など安全衛生教育の実施、4S対策・KY活動・リスクアセスメントの実施による転倒災害等の防止、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及を指導する。

イ 問題事業場を重点とした労働災害防止意識の向上

労働災害の発生が多い転倒災害の防止、業務上腰痛の防止について、複数の労働災害が発生しているなど労働災害の発生状況から安全衛生管理上特に問題があると認められる事業場を重点とした指導を実施する。

ウ 施設内の安全化及び作業方法の安全化

労働災害の発生が多い転倒災害及び業務上腰痛を防止するため、4 S対策のほか、KY活動、リスクアセスメントの実施がなされるように事業場に働きかける。

(5) 飲食店対策

ア 安全衛生管理体制の強化

各事業場での労働災害対策を実施するためには安全衛生担当者を明確にすることが重要であるため、安全衛生推進者などの選任の遵守と職務の励行がなされるように指導を実施する。

イ 多店舗展開企業の事業場などを重点とした労働災害防止意識の向上

労働災害の発生が多い転倒災害、切れ・こすれ災害、高温・低温の物との接触災害の防止について、多店舗展開企業の事業場のほか、複数の労働災害が発生しているなど労働災害の発生状況から安全衛生管理上特に問題があると認められる事業場を重点とした指導を実施する。

ウ 調理場などの作業場の安全化及び作業方法の安全化

労働災害の発生が多い転倒災害、切れ・こすれ災害、高温・低温の物との接触災害を防止するため、調理場などの整理整頓など4 S対策のほか、KY活動、リスクアセスメントの実施がなされるように事業場に働きかける。

(6) 道路貨物運送業対策

ア 安全衛生管理体制の強化

各事業場での労働災害対策を実施するためには安全衛生担当者を明確にすることが重要であるため、安全衛生推進者などの選任の遵守と職務の励行がなされるように指導を実施する。

イ トラック運転者に対する安全衛生教育の強化

トラック運転者が荷役作業を担う場合の労働災害の発生を防止するため、トラック運転者に対して、雇入れ時教育の実施の遵守、荷役作業の墜落・転落防止対策及び荷の運搬中の労働災害防止対策に係る安全衛生教育の充実を図るよう事業場に働きかける。

ウ 製品・原材料等を反復・定例的に搬入・搬出する製造業の事業場などを重点とした労働災害防止意識の向上

荷役作業中などの墜落・転落災害を防止するため、製品・原材料等を反復・定例的に搬入・搬出する製造業の事業場、大規模小売店舗のほか、複数の労働災害が発生しているなど労働災害の発生状況から安全衛生管理上特に問題があると認められる事業場を重点とした指導を実施する。

エ 製造メーカーなどのトラックヤードなどの作業場の安全化

労働災害の発生が多い荷役作業中の墜落・転落災害を防止するためには、荷主の協力も必要なことから、モデル運送契約書の普及を図る。また、荷役作業中の墜落・転落災害の防止に係る設備上の対策の実施が行われるように、発荷主及び着荷主に

対して働きかける。

オ 荷役作業の労働災害防止対策の普及

荷役作業時の労働災害の発生を防止するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会とも連携して荷役作業における安全ガイドラインを周知・普及する。

カ 交通労働災害の防止

交通労働災害防止ガイドラインの普及を図るとともに、自動車運転者の労働時間等の改善基準の遵守を指導する。

7 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(1) 現状と課題

労働者数50人以上の事業場においては、3社に1社はメンタルヘルス不全労働者が在席しているが、職場における「心の健康づくり計画」を作成し、メンタルヘルス対策に、計画的に取り組んでいる事業場は、約3割にとどまっており、業務上の精神障害を防止するためにメンタルヘルス対策に対して引き続き重点的取組が必要である。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から長時間労働の抑制が求められており、過重労働対策に対しても引き続き重点的取組が必要である。

全国的な印刷業における胆管がんの発生を契機に、化学物質による健康障害を防止するための対策が重要な課題となっている。

また、職業性疾病の腰痛は、業務上疾病全体の約6割を占めるに至っているととも、夏季を中心に依然として熱中症が発症している。職場における受動喫煙防止対策の促進も大きな課題となっている。

(2) 目標

第12次労働災害防止計画の目標を踏まえ、徳島県内における労働衛生水準の向上を図ることを目的として、目標に対する検証可能な対策について以下の目標を設定し、計画期間中に達成することを目指す。

ア メンタルヘルス対策

第12次労働災害防止計画の目標を踏まえ、平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。

イ 腰痛予防対策

第12次労働災害防止計画の目標を踏まえ、平成24年の101人と比較して、平成29年までに労災補償受給者数を10%以上減少させる（年間90人以下に減少させる）。

ウ 熱中症予防対策

第12次労働災害防止計画の目標を踏まえ、平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による労災補償受給者数（5年間の合計値89人）を20%減少させる（71人以下に減少させる）。

(3) メンタルヘルス対策

ア メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることや、日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることが重要であり、労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、管理監督者と労働者への情報提供・教育研修の実施促進を図る。

イ ポータルサイト「あかるい職場応援団」の活用促進

労働者のメンタルヘルス不調を予防する観点から、厚生労働省のポータルサイト「あかるい職場応援団」の活用を促進するとともに、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」の内容と取組例などを周知するなど、パワーハラスメント対策の推進の啓発を図る。

ウ ストレスへの気づきと対応の促進

労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

エ 取組方策の分からない事業場への支援

職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取組方が分からないとしている事業場も多いことから、事業者がこうした取組が行えるように、産業保健関係機関の事業内容を周知し利用勧奨を積極的に行う。

オ 職場復帰対策の促進

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の周知による職場復帰支援に係るモデルプログラムの活用を図る。

カ 徳島メンタルヘルスケア推進計画の実施

「徳島メンタルヘルスケア推進計画」に基づく対策が事業場に定着するよう指導を強化する。

(4) 過重労働による健康障害防止対策

ア 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

事業者による労働者の健康診断の実施の遵守、労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置などの健康管理の実施を指導する。

イ 働き方・休み方の見直しの推進

不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、休日・休暇の付与・取得を促進する。

「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ることなどにより、時間外労働の削減を推進する。

ウ 長時間労働者への医師による面接指導の確実な実施

長時間労働者への医師による面接指導制度の周知を図るとともに、中小零細事業場においては、長時間労働者への医師による面接指導の実施が確実に図られるように、徳島県地域産業保健センターの利用勧奨を行う。

(5) 化学物質等による健康障害防止対策

ア 安全衛生管理体制の強化

各事業場での労働災害対策を実施するためには安全衛生担当者を明確にすることが重要であるため、安全衛生推進者などの選任の遵守と職務の励行がなされるように指導を実施する。

イ 化学物質等有害物質を取り扱う労働者に対する安全衛生教育の強化

化学物質等有害物質を取り扱うことによる労働者の健康障害を防止するため、化学物質等を取り扱う労働者に対して、雇入れ時教育の実施の遵守を図る。

ウ 作業環境管理、作業管理及び健康管理の強化

全体換気または局所排気装置による適切な換気の実施、作業環境測定の実施及び措置の実施、保護具の適切な使用、特殊健康診断の実施などについて指導する。

エ 危険有害情報の活用の促進

譲渡提供元からの安全データシートを入手するよう指導し、化学物質等についての危険有害情報の活用の促進を図る。

オ リスクアセスメントの促進

中小規模事業場に対して、専門的知識がなくても化学物質等のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知する。

カ 職場における健康確保対策の取組方策の分からない事業場への支援

職場における健康確保対策の取組方策の分からない事業者のため、産業保健関係機関の周知による利用勧奨を行う。

(6) 腰痛予防対策

ア 安全衛生管理体制の確立

各事業場での労働災害対策を実施するためには安全衛生担当者を明確にすることが重要であるため、安全衛生推進者などの選任の遵守と職務の励行がなされるように指導を実施する。

イ 腰痛予防に係る安全衛生教育の強化

業務上腰痛を予防するため、特に腰痛が懸念される社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、腰痛予防対策を盛り込んだ雇入れ時教育の実施を働きかける。

ウ 地方自治体との連携

社会福祉施設に対して、県や市町村が行う社会福祉施設事業者に対する研修会や指導と連携し、安全衛生推進者などの選任の遵守と職務の励行、労働者に対する雇入れ時教育の実施の遵守・腰痛予防教育など安全衛生教育の実施、KY活動・リスクアセスメントの実施による業務上腰痛の予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及を指導する。

(7) 熱中症予防対策

ア 安全衛生管理体制の確立

各事業場での労働災害対策を実施するためには安全衛生担当者を明確にすることが重要であるため、安全衛生推進者などの選任の遵守と職務の励行がなされるように指導を実施する。

イ 熱中症予防に係る安全衛生教育の強化

熱中症を予防するため、特に熱中症が懸念される事業を重点として、熱中症予防対策を盛り込んだ雇入れ時教育の実施を働きかける。

ウ 周知啓発の実施

熱中症による健康への影響に関する理解を図ることにより、熱中症予防の必要性を周知啓発する

(8) 職場における受動喫煙防止対策

ア 安全衛生管理体制の確立

各事業場での労働災害対策を実施するためには安全衛生担当者を明確にすることが重要であるため、安全衛生推進者などの選任の遵守と職務の励行がなされるように指導を実施する。

イ 周知啓発の実施

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図ることにより、職場での受動喫煙防止対策の必要性を周知啓発する

ウ 換気による有害物質濃度の低減の措置の促進

職場での禁煙、空間分煙が困難な飲食店、ホテル・旅館などの事業場では換気による有害物質濃度の低減の措置による受動喫煙防止対策の実施を促進する。

8 リスクアセスメントの普及促進

(1) 現状と課題

リスクアセスメントの普及促進の推進状況については、第11次労働災害防止計画の計画期間中、当局の取組として21年度から23年度の3か年で「徳島リスクアセスメント推進計画」を実施し、普及促進に積極的に取り組んだ結果、アンケート結果によると、規模50人以上の事業場における実施率が約8割を超えているが、引き続き、その定着を図るとともに、小規模事業場に対しても普及を促進する。

(2) 講ずべき施策

ア 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

イ 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会と連携して指導する。

ウ 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進す

る。

中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知する。

9 労働災害防止団体・業界団体・産業保健機関との連携

(1) 労働災害防止団体の活動の活性化

ア 労働行政からの支援

労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、労働災害防止に資する活動に対しては、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。

イ 自主的活動の促進

労働災害防止団体が、労働災害防止団体の精神に則り、以下の活動を実施することを奨励する。

- ① 所管する業界に対する労働災害防止活動への技術的指導及び援助について、具体的計画を定め、自ら責任をもって実施すること。
- ② 事業者による自主的かつ体系的な安全衛生水準の向上を促進するため、所管する業種ごとに、安全管理士、衛生管理士などの活用を促進すること。

(2) 業界団体との連携による実効性の確保

安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。

(3) 産業保健機関の活用

メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、産業医や産業保健専門職で構成された産業保健機関の活用を図る。